

総合評価落札方式における留意点について (Q & A)

令和元年11月28日

奈良県 県土マネジメント部

目次

◆Q1～Q9

事後審査に対するQ&A

◆Q10～Q30

「企業の施工実績等」に対するQ&A

◆Q31～Q61

「技術提案(様式8)」に対するQ&A

◆Q62～Q68

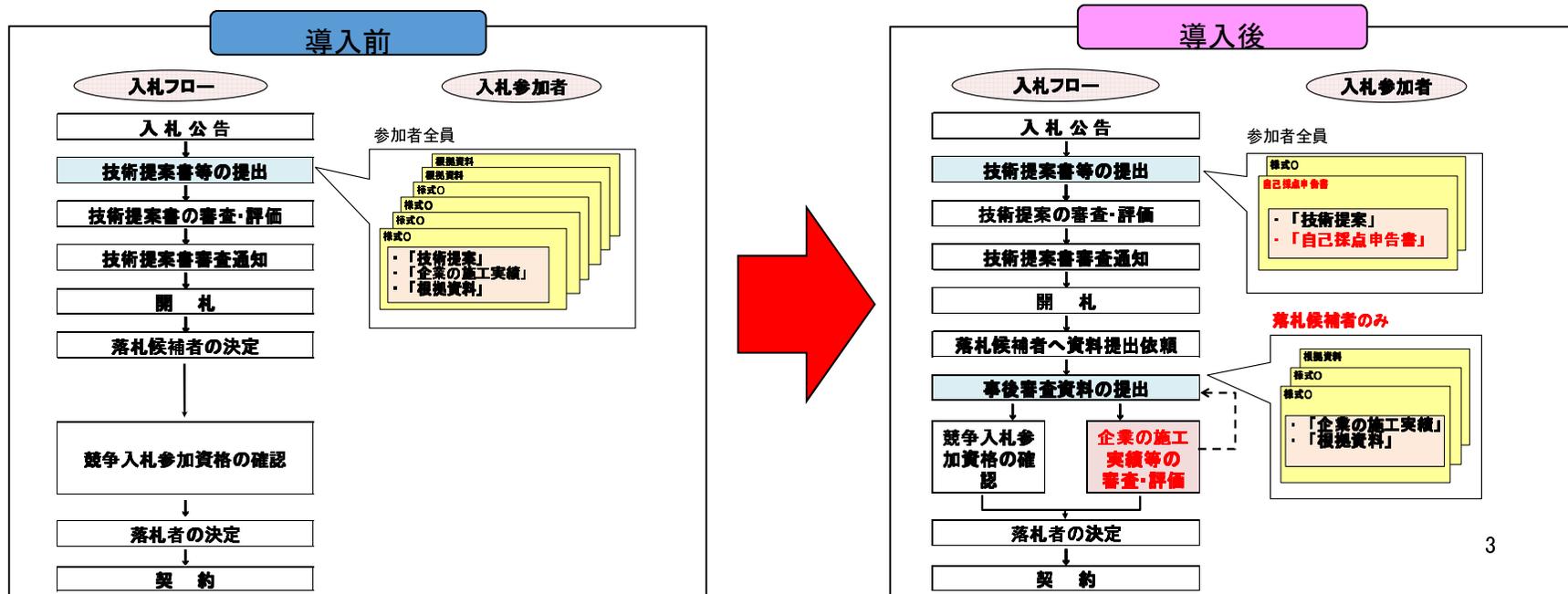
その他留意事項

総合評価のQ&A

Q1 技術提案書(事前)とは技術提案書(事後)とは、何ですか？

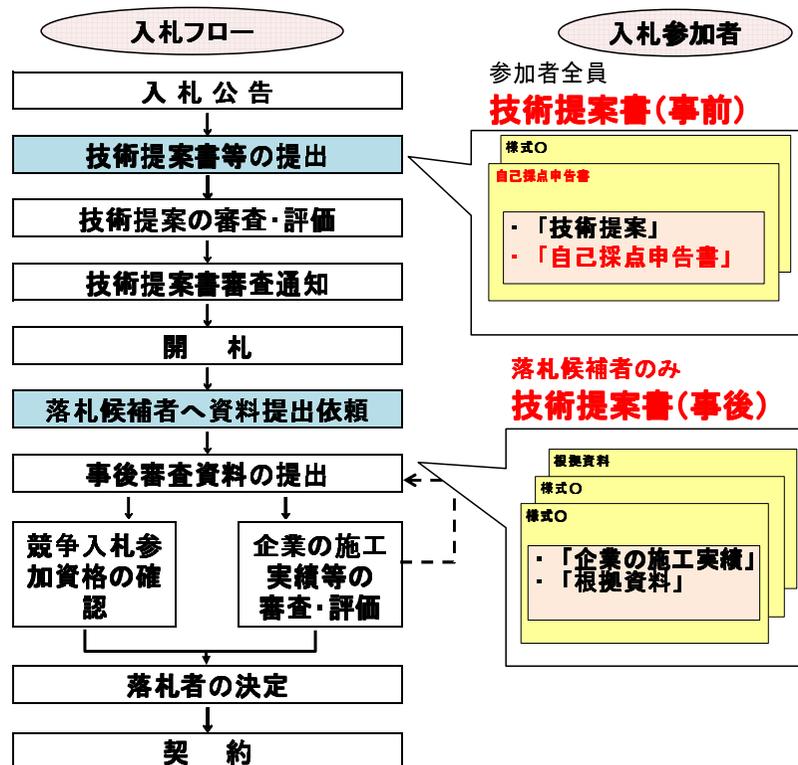
A1 令和元年6月1日以降の公告工事から、「企業の施工実績等」については、事後審査となりました。事後審査とは、「企業の施工実績等」について、入札参加者が自己採点した値と技術提案(発注者が評価)の評価点及び入札価格をもとに算出した評価値が最も高い者についてのみ、根拠資料等の審査を行うものです。

事後審査導入のイメージ



A1 つづき

なお、技術提案書(事前)とは、入札参加者全員が対象工事の公告～技術提案書(事前)の提出日までに提出する資料のことをいい、技術提案書(事後)とは、開札の結果、落札候補者のみが、指定する期日までに提出する資料のことをいいます。



Q2 技術提案書(事前)で、欠格になるのはどのような場合ですか？

A2 欠格になる場合は、下記事例によることが多く見受けられます。

- ・工事名・工事番号が**適正でない**(未記載、誤記)場合
(※印字切れにより、工事名や工事番号が判読できない場合もあります。)
- ・会社名(共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名)が**記載されていない、正しく記載されていない(誤記、誤植など)場合**や**押印がない場合**
- ・提出期限までに**提出されない場合**
- ・提出書類の様式が**一部でも不足している場合**
(※令和元年6月1日以降公告の工事から、「企業の施工実績等」が事後審査化となったことに伴い、**様式7-2「自己採点申告書」が新たに追加となりました**ので、注意して下さい。)

A2 つづき

- ・施工計画(技術提案に係る項目)の記載内容が**適正でない(未記載及び技術提案内容が入札参加者独自の提案でない)**ことを確認した場合を含む)場合、又は提案を求める事項が**1つでも欠落している**場合(評価項目において、「(Ⅰ)及び(Ⅱ)については、必ず提案すること」と記載されている場合に、どちらかの提案が欠落している場合を含む)

施工計画が、「(Ⅰ)及び(Ⅱ)について必ず提案すること」である例

評価内容:盛土工の品質を確保するための具体的な工夫

(Ⅰ)盛土材料に関する工夫について1提案

(Ⅱ)盛土の転圧に関する工夫について1提案

- ・当該工事の施工条件(工種、工法、地形、地名 等)に**合致していない内容が含まれている**場合(**実施しない工種や工法、提案を求めている工種や工法、無関係な地名、現場条件**などに関する記述)

例1:「補強土壁工」に対する提案を求めているが、当該工事では実施予定のない

「鉄筋挿入工」に対して記載していることによる欠格。

例2:技術提案に記載されている路線名が、当該工事には存在しないことによる欠格。

Q3 技術提案書(事後)で、失格になるのはどのような場合ですか？

A3 失格になる場合は、下記事例によることが考えられます。

- ・工事名・工事番号が**適正でない**(未記載、誤記)場合
(※印字切れにより、工事名や工事番号が判読できない場合もあります。)
- ・会社名(共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名)が**記載されていない、正しく記載されていない(誤記、誤植など)場合**や**押印がない**場合
- ・提出期限までに**提出されない**場合
- ・提出書類の様式が**一部でも不足している**場合
- ・配置予定技術者の氏名が**一人も記載されていない**場合

Q4 技術提案書(様式7-1、様式7-3)の提出日付はいつにすればよいですか？また押印は必要ですか？

A4 技術提案書(事前)(様式7-1)の提出の日付は、実際に郵送する日付としてください。

技術提案書の締切日以降にはしないで下さい。

技術提案書(事後)(様式7-3)の提出の日付は、実際に持参する日付としてください。

押印は必要です。押印がない場合は、技術提案書の提出者が特定できないため、**欠格(失格)**とします。

- Q5** 「企業の施工実績等」について、事後審査化となりましたが、契約機関が事務所の場合は、競争入札参加資格と同様に、提出先が事務所にはならないのですか？
- A5** 奈良県では、総合評価に係る審査・評価を技術管理課で一元化しているため、事後審査資料の提出は技術管理課に持参して下さい。

Q6 「企業の施工実績等」について、事後審査化となったことにより、技術提案書の提出も事前と事後に分かれましたが、技術提案書(事前)に、全ての様式及びその根拠資料を添付することで、落札候補者となった場合でも、技術管理課に提出したことにならないのですか？

A6 「企業の施工実績等」の事後審査化については、資料作成・確認の改善を図るため、導入した制度です。
技術提案書(事後)は、開札後、落札候補者のみに提出していただくこととしていますので、技術提案書(事前)に全ての様式及びその根拠資料を添付するのではなく、落札候補者となった場合のみ、提出して下さい。

- Q7** 技術提案書(事後)を提出した際、技術管理課で受領印を押印していますが、受領印を押印したということは、問題がないということではないのですか？
- A7** 受領印は、受発注者双方が期日までに受領確認したという証しです。
評価は、総合評価審査委員会で決定しておりますので、受付段階で点数を確約することではありません。

Q8 技術提案書(事前)を提出してから開札までの間に、自己採点申告書(様式7-2)に記載した点数が間違っていることに、気付きました。特に地域精通度については、明らかに間違いが分かる項目でもあるので、技術管理課で正しい数値に修正してもらえないのですか？

A8 自己採点申告書の修正はできません。記載した点数を再度よく確認の上、技術提案書(事前)の提出をお願いします。
なお、以下の場合に限り、開札の間までに数値を修正します。

- 「自己採点(入札参加者記入)」欄に点数が記載されていない(点数の記載が明瞭ではなく、点数が確認できない場合を含む。)評価(審査)項目、「配点」欄に設定のない点数を記載した評価(審査)項目については、当該評価(審査)項目の配点における最低の点数に修正の上、評価するものとします。
- 加算点合計の点数に誤りがあった場合は、適切な合計点数に修正の上、評価するものとします。
- 過去5年間の工事成績評定点の平均値については、県のデータベースで評価した平均値を採用します。

Q9 技術提案書(事後)の訂正は可能ですか？

A9 技術管理課にて受領印を押印するまでであれば、訂正は可能です。
ただし、指定の期限までに提出されない場合は、**失格**となりますので、注意願います。

なお、技術提案書(事後)の受付時には、「技術提案書等提出書類(事後)チェックリスト」を用いた簡易な確認作業をして、**補足の資料提出を求める**ことがありますので、**指定の期限よりも、余裕をもって**資料を提出願います。

Q10 工事成績評定点(様式9)については、初回入札参加時のみ提出することとなっていますが、詳しく教えてください。

A10 令和元年度の総合評価の改正より、毎年6月1日以降公告の工事の初回入札参加時に、様式9を提出した場合は、2回目以降の入札参加時には様式9の提出は**不要**となりました。ただし、様式7-2「自己採点申告書」に本様式を初回提出した工事の公告日、工事名、工事番号、及び技術提案審査結果通知書で県からお知らせした過去5年間の工事成績評定点の平均値を記載して頂くこととなります。

※総合評価の区分(「一般土木等」、「舗装」、「PC橋」、「鋼橋」等)により工事成績評定点の評価の対象が異なる場合や、発注部局(県土マネジメント部、農林部、水道局)が異なり**工事成績評定点の評価の対象が異なる場合は、必ず様式9を提出**して頂く必要があるので注意願います。

※また、技術提案書審査通知書にて、通知した平均点に疑義がある場合は、6月1日以降公告の最初の通知時に、速やかに技術管理課品質管理グループに問い合わせてください。**事後審査時に修正はできませんので、注意願います。**

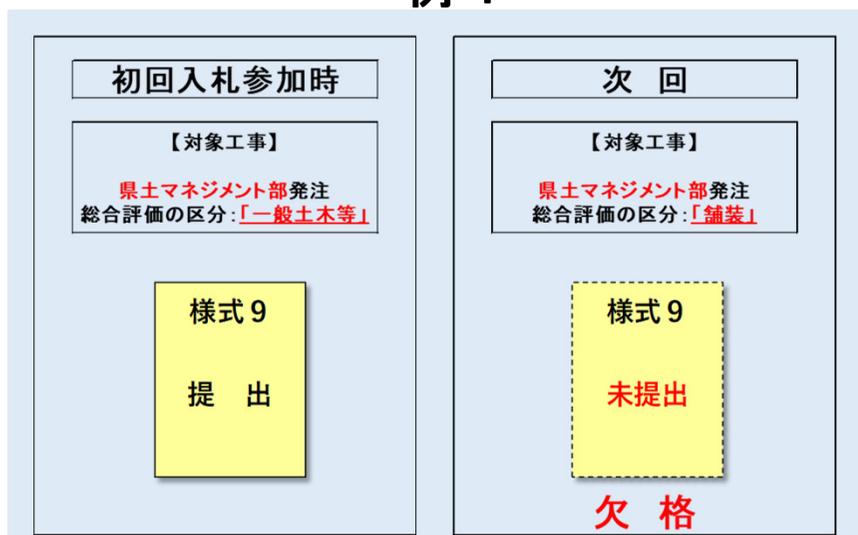
A10 つづき

今年度に、以下のような欠格が発生しておりますので、注意願います。

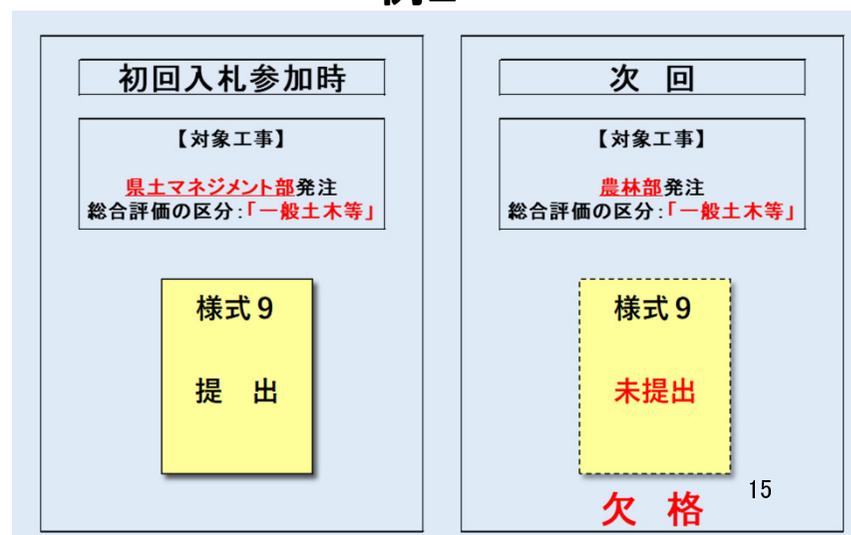
例1: 総合評価の**区分が異なる**が、様式9を提出されていないことによる欠格

例2: **部局が異なる**(総合評価の区分は同じ)が、様式9を提出されていないことによる欠格

例 1



例2



Q11 様式9で、評価の対象が「一般土木工事等」と記載があるのですが、具体的にどのような工事が当たるのでしょうか？

A11 「一般土木工事等」とは、下記以外の工事とします。
舗装工事・PC橋上部工工事・鋼橋上部工工事・橋梁
塗装工事・水門工事・建築工事・設備工事（土木設備・
建築設備・下水道設備・水道設備）・建築一式工事を
主たる工事とする「土木・建築一体発注工事」・さく井工事

例えば、「造園工事」、「交通安全施設工事」などは「一般土木工事等」に含まれます。

※落札者決定基準の「区分」と登録業種は必ずしも一致しないので、注意願います。

Q12 様式9の工事成績評定点の添付資料がありません。
どうすればよいですか？

A12 工事成績評定点については、**県のデータベースで評価**していますが、毎年6月1日以降に公告された工事に初めて参加する時のみ、工事成績評定通知書の写しを提出して頂き、データベースと突合し、確認します。
よって、工事成績評定通知書を紛失された場合は、**再発行を技術管理課、もしくは該当事務所に請求**してください。

Q13 今年度(令和元年7月)に国土交通省近畿地方整備局からの表彰を受けた場合、加点对象となるのでしょうか？

A13 適用期間は『H26.4.1～H31.3.31までに完成・引渡が完了した工事で公告日の前日までに表彰を受けたもの』としているため、表彰後に公告された工事で加点对象となります。なお、奈良県の表彰についても同様です。提案時には、入札公告・入札説明書・落札者決定基準等をよく確認してください。

なお、表彰の対象は、**発注工事と同一工種区分**で、同一年度に複数の工事で複数の表彰を受けた場合でも、その企業に対して1表彰とします。発注区分は、**表彰時の工事名で判断**しますが、**コリンズ登録書等、工事内容がわかる書類も添付**してください。

また、平成26年度から、**一般土木等(標準型①)におけるJVの代表者を除く**、**さく井、PC橋、鋼橋**については **奈良県表彰のみ**としていますので、ご注意ください。

Q14 配置予定技術者の実績【様式12】の記載方法について教えてください。

【様式12】
【簡易型① 一般土木等】

A14

配置予定技術者の実績(同種工事の施工経験)

工事名・工事番号:

会社名:

※入札参加者が共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名を記入してください。

配置予定技術者の 氏名・年齢	氏名 (必ず記入してください。)	〇〇歳 (専任補助者を配置する場合は 必ず記入してください。)
専任補助制度活用※	有 ・ 無 (いずれかを記入してください。)	
専任補助者の氏名	(専任補助者を配置する場合は必ず記入してください。共同企業体の場合は、所属名を記入してください。)	
同種工事施工経験の有無	有 ・ 無 (いずれかを記入してください。)	
<p>評価の対象となるのは、過去15年間(H16.4.1～本工事の公告日まで)に、元請(共同企業体の構成員として請負った工事を含む。)の主任(監理)技術者・現場代理人として完成・引渡が完了した次の要件①～④のいずれも満たす最終請負金額(税込み)が2千5百万円以上の工事に従事した実績を有する場合は、</p> <p>要件: ①公告に明記した同種工事であること。 ②国、特殊法人等、公共法人、奈良県又はその他の地方公共団体の発注工事であること。 ③主任(監理)技術者としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。 ④現場代理人にあつては、工期の完了日から遡り、1/2以上の期間配置されており、当該工事で監理技術者になりうる資格を有していた者。(「監理技術者になりうる資格を有していた者」とは監理技術者資格者証の交付を受けた者とする。)</p>		
同種工事の概要	工事名・工事番号	〇〇〇〇〇〇工事 第〇-〇-〇号
	最終請負金額(税込み)	円
	発注機関	国土交通省〇〇・〇〇県・〇〇市町村
	工期(最終)	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	従事期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	従事役職	主任技術者・監理技術者・現場代理人 (いずれかを記入してください。)
工事内容		

総合評価のQ&A

A14 つづき

① 工事名・工事番号を記載してください。

② 会社名を記載してください。なお、共同企業体の場合は、「〇〇・△△共同企業体 代表者〇〇建設株式会社」と記載してください。

③ 配置予定技術者の氏名を、必ず記載してください。なお、専任補助制度を活用する場合は、公告日時点で満45歳以下でないと評価されません

④ 専任補助制度を活用する場合は、配置予定技術者の年齢を記載してください。

配置予定技術者の実績（同

工事名・工事番号：

会社名：

※入札参加者が共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名を記入してください。

配置予定技術者の氏名・年齢	氏名 ③ (必ず記入してください。)	〇〇歳 ④ (専任補助者を配置する場合は必ず記入してください。)
専任補助制度活用※	⑤ 有 ・ 無 (いずれかを記入してください。)	
専任補助者の氏名	⑥ (専任補助者を配置する場合は必ず記入してください。共同企業体の場合は、所属名を記入してください。)	
同種工事施工経験の有無	⑦ 有 ・ 無 (いずれかを記入してください。)	

⑤ 専任補助制度の活用の有無。専任補助制度を活用する場合は必ず「有」と記載

⑥ 専任補助制度を活用する場合にのみ、専任補助者の氏名を記載してください。なお、共同企業体の場合は、その所属会社名も同時に記載してください。

⑦ 配置予定技術者(専任補助制度を活用する場合は、専任補助者)の実績の有無。いずれかを記入してください。

A14 つづき 2

⑧コリンズ登録書など、同種
工事と判断できる資料から、
正確に転記してください。

評価の対象となるのは、過去15年間(H16.4.1～本工事の公告日まで)に、元請(共同企業体の構成員として請負った工事を含む)の主任(監理)技術者・現場代理人として完成・引渡が完了した次の要件①～④のいずれも

⑨同種工事で従事した役職から、
いずれか一つを○で囲んでくだ
さい。

2千5百万円以上の工事に従事した実績を有する場合は、

あること。

奈良県又はその他の地方公共団体の発注工事であること。

③主任(監理)技術者としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。

④現場代理人にあつては、工期の完了日から遡り、1/2以上の期間配置されており、当該工事で監理技術者になりうる資格を有していた者。「監理技術者になりうる資格を有していた者」とは監理技術者資格者証の交付を受けた者とする。 ⑧

同 種 工 事 の 概 要	工事名・工事番号	〇〇〇〇〇〇工事 第〇-〇-〇号
	最終請負金額(税込み)	円
	発注機関	国土交通省〇〇・〇〇県・〇〇市町村
	工期(最終)	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	従事期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	従事役職	⑨主任技術者・監理技術者・現場代理人 (いずれかを記入してください。)
		⑩

⑩コリンズ登録書など、同種
工事と判断できる資料から、
正確に転記してください。

Q15 専任補助制度について教えてください。

A15 公共工事の品質確保に関して、将来の担い手確保が危惧されています。一方、総合評価落札方式では、配置予定技術者の実績を評価するため、実績の少ない若手技術者の現場配置が、なかなか進まない状況にあります。そのため奈良県では、平成 26 年度から『専任補助制度』を導入しています。

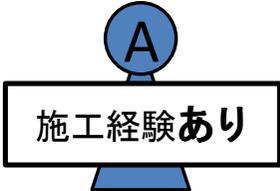
「専任補助制度」とは、**満45歳以下の主任(監理)予定技術者に同種工事の実績がなくとも、実績のある専任補助者を現場代理人として配置する場合、専任補助者(現場代理人)の実績で評価する**ものです。

この制度の導入により、工事完成後には、**若手技術者も実績を得る**ことができます。

なお、専任補助制度を活用する場合は、必ず**配置予定技術者の年齢が確認できる資料(運転免許証、健康保険証等のコピー)**を添付してください。

A15 つづき

専任補助制度のイメージ

	配置予定技術者	専任補助者 (現場代理人)	評価
専任補助 制度の 活用「無」		/	○ Aさん: 施工実績あり で評価
			× Bさん: 評価なし
専任補助 制度の 活用「有」			○ Dさん: 実績を評価

Q16 配置予定技術者の実績(様式12)で、国、特殊法人等、公共法人とありますが、阪神高速道路株式会社や都市再生機構の発注工事は対象となりますか？

A16 全ての標準型(WTOは除く)・簡易型・育成型の工事の落札者決定基準において、『**特殊法人等**』と『**公共法人**』も対象としていますので、添付資料で確認できれば加点しています。

『特殊法人等』とは

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による

主な例:旧道路公団、旧住都公団、旧水資源公団

『公共法人』とは

法人税法第二条第五項に規定する別表第一による

主な例:国立大学法人、地方独立行政法人、地方公社、下水道事業団、土地改良区

※現在上記法人であっても、国の直轄機関や奈良県の機関であった期間に完成・引渡が完了している場合は、国又は奈良県の発注として評価します(例:奈良県立医科大学)。

Q17 過去の工事で同種工事になりうる現場代理人として配置していましたが、その工事完了後に監理技術者資格者証を取得しました。加点対象となりますか？

A17 加点対象となりません。

平成22年度より現場代理人としての実績は、同種工事の監理技術者資格者証の交付を受けた者が、工期の完了日からさかのぼり、工期全体の1/2以上の期間配置されていたことを要件として付加していますので、ご注意ください。
なお、工場製作を含む工事の場合は、現地施工期間の1/2以上とします。

Q18 過去の工事で同種工事になりうる現場代理人として配置していましたが、その工期中に監理技術者資格者証を取得しました。加点対象となりますか？

A18 現場代理人として配置され、その工期途中で監理技術者資格者証を取得し、その工期の完了日からさかのぼり、1/2以上の期間配置されていた場合は、加点対象となります。ただし、監理技術者資格者証を取得した日が確認でき、かつ工期の1/2以上の期間配置されていたことが確認できる資料を添付して下さい。

Q19 配置予定技術者の能力で評価される同種工事は、どのように決められていますか？

A19 当該工事の主要な工種（直接工事費が高い工種や構造上、重要な工種など）を、同種工事としています。また、主要な工種において、一定規模以上の施工経験を求める場合は、面積等の条件を付加しています。

（例）今回発注工事が 車道舗装工2000㎡の場合
同種工事の工種は**車道舗装工**
面積等の付加条件は、1000㎡以上（舗装の場合）

よって、同種工事の要件は
1000㎡（表層・基層を合計しない）以上の車道舗装工

なお、工事内容や現場条件により、技術提案を求める項目の工種と、同種工事の工種が相違することもあります。

Q20 同種工事と判断できる資料(コリンズ登録書、契約書、施工計画書、現場組織図の写し等)を添付してくださいとありますが、すべて必要でしょうか？

A20 同種工事の判断は、たとえ県発注工事であっても、**全て添付書類だけで行っています**ので、できるだけ詳細がわかる資料を整えてください。
コリンズ登録書(竣工登録)だけで、配置予定技術者の方に関する**下記内容(①～⑥)がすべて確認できれば、その他の資料は不要**です。

- ①その工事の発注者、工期
- ②その工事での役割(監理技術者、主任技術者、現場代理人)
- ③その工事に従事していた期間(**竣工時に従事していることが分かる**)
- ④同種工事で求めている工種及び施工数量
- ⑤配置予定技術者に完了・引渡しが完了した時の最終請負金額(税込み)が2,500万円以上の施工実績を求めている簡易型②～標準型①において、完成・引渡しが完了した時の**最終請負金額(税込み)が2,500万円以上であることが確認できること**
- ⑥**現場代理人として配置された工事**であれば、当該工事で**監理技術者になりうる資格を有していた者と確認できる資料**(監理技術者資格者証のコピー等)

A20 つづき

なお、コリンズ登録書の表紙だけでは、**前述の内容を全て確認できません**ので、コリンズ登録書は、**竣工登録時のものをすべて提出**するようにしてください。

また、**コリンズ登録書(受注登録)など**だけで証明できない場合は、**その工事のものとはっきりわかり、前述の内容が明確に分かる資料(下記参照)を追加**してください。

※追加資料の例

- ・発注者が発行した**施工証明書**
(配置技術者の氏名、役割、従事期間、工種、数量等が明記されているもの)
- ・建設工事請負契約書
(コリンズに工事番号がない場合、請負代金・工期が変更されている場合 など)
- ・金抜設計書
(コリンズに記載のない工種・数量を証明する場合 など)
- ・発注者が作成した図面
(コリンズに記載のない工種・数量を証明する場合 など)
- ・発注者が作成した数量計算書
(コリンズに記載のない工種・数量を証明する場合 など)
- ・施工計画書、現場組織図、主任技術者等選任届
(コリンズ登録がない工事において、役割を証明する場合 など)

ただし、証明に使える資料は、コリンズ登録書及び追加資料で、施工年度・工事名・路線河川名・工区名・工事番号 等が確認でき、**同一工事の関連資料と判断できるもの**(変更がある場合は最終のもの)に限ります。

Q21 配置予定技術者の同種工事の施工経験の項目において、
加点されないのは、どのような場合ですか？

A21 前述のとおり「同種工事の施工経験を証明する資料」が不足していると、施工経験と判断できず**評価されない場合**があります。特に、コリンズ登録書以外の資料で、工事での役割、従事期間、工種・施工数量を証明する**添付資料が一連のものと判断できない場合は評価されません**ので、注意してください。
なお、**評価はその都度提出された資料で行っています**。過去に一度評価された方でも、添付資料に相違があれば、再度評価されない場合があります。
また、平成28年6月1日以降の公告分より、評価対象期間については、過去15年間の評価対象期間に加え、「**公告日(公告日を含む)までに完成・引渡が完了した工事**」についても、評価対象となっています。その場合は、同種工事の**コリンズ登録書(竣工登録)**または、**配置技術者の氏名、役割、従事期間、工種、数量等がわかる発注者が発行した施工証明書等**を添付してください。

Q22 コリンズ登録書を添付しているのに、施工経験が認められないのは、どのような場合ですか？

A22 前述のようにコリンズ登録書の内容のみで、判断できない場合が考えられます。

また、**コリンズ登録書が下記のような場合は、施工経験と認められません**ので、修正が必要です。

- ・主任(監理)技術者が同一工事に複数記載されており、誰がその工事の主たる技術者であったのか判断できない。
- ・工期延期に伴う変更登録時に、技術者の従事期間の修正を行わなかったため、工期と配置時期がずれており、竣工時に従事していたかどうか判断できない。
- ・コリンズ登録書が受注登録や変更登録などで、竣工時に従事していたかどうか判断できない。
- ・配置予定技術者の実績に完成・引渡し完了した時の最終請負金額(税込み)が2,500万円以上の施工実績を求めている場合に、コリンズ登録書が受注登録や変更登録などで、**竣工時の最終請負金額(税込み)が、2,500万円以上かどうか判断できない。**

A22 つづき

- ・工事名(工事番号、施工箇所等も含む)が間違って記載されており、その工事のものと判断できない。
- ・工種名が適切でなく、求めている工種を確認できない。
- ・施工量が「一式」と記載されており、数量の確認ができない。

Q23 下水道設備工事における、システム設計技術者の施工経験が認められないのは、どのような場合ですか？

A23 コリンズ登録書において、「システム設計技術者」として従事していたことや、同種工事で求めている工種及び数量等が確認できないと、施工経験と認められません。

そのため、コリンズ登録書において、「システム設計技術者」に関する情報（氏名、従事期間、役割（主たるシステム設計技術者として従事）など）の記載がない場合は、**配置技術者の氏名、役割、従事期間等がわかる施工計画書等**を添付してください。

または、システム設計技術者の氏名、役割、従事期間等がわかる**発注者が発行した施工証明書等**を添付してください。

なお、図面及び打合せ記録の押印のみ、または設計者として複数名記載されている場合は、主たるシステム設計技術者として従事していたことが確認できない為、評価できない場合があります。

Q24 配置予定技術者の施工経験について、技術提案書（事前）の提出前に事前審査してもらえませんか？

A24 配置予定技術者の施工経験等については、**総合評価審査委員会で審査を行い決定しており、個人の判断ではありません。**事前審査は、受け付けた**窓口担当者個人の判断になり、委員会**の判断と言えないため、実施しておりません。

なお、同種工事の判断は、たとえ県発注工事であっても、**全て添付書類だけで行っています**ので、できるだけ詳細がわかる資料（前述）を添付してください。

Q25 配置予定技術者の施工経験について、県発注分は県でわかるのに、添付資料不足で加点されないのは、おかしいのではないですか？

A25 技術者によっては、国や他の地方公共団体での施工経験も評価対象としており、**すべての場合で公平を期すため、施工経験の評価は添付書類のみで行っています。**
また、県発注分であっても、県で内容を確実に把握できるものは、設計書等の保存期限である過去5年分に限られ、それ以前の分については、確実に内容を把握できるとは限りません。

Q26 災害協定の添付資料に、公告日より前に取得した所属する団体・組織が発行する証明書の写しを添付してもいいですか？

A26 **公告日以降(公告日を含む)に取得**されたものとしているため、公告日の前日以前に取得した証明書では加点の対象とはなりません。

また、証明書の写しの使用については、複数の工事が同時に開札となる場合がありますので、認めていますが、**「原本」は落札候補者となった時期の最も早いものに必ず添付してください。**

なお、**写しを添付される場合は、どの工事に原本を添付しているかを明記**(様式の空欄で可)してください。

また、原本を添付している工事名が記載されていても、**写しの添付がない場合は、加点の対象となりませんので、必ず写しも添付してください。**

なお、ここでいう『原本』とは、所属する団体・組織が発行する証明書そのものをいい、『証明書の写し』とは、原本をコピーしたものをいいます。

Q27 企業の施工実績等で、評価されないのはどのような場合ですか？

A27 下記のような場合は、評価しませんのでご注意ください。

- ・「工事成績評定点」または「表彰」で**指定した期間、工種以外**のもの
- ・配置予定技術者の実績で、コリンズ登録書、施工計画書、金抜設計書、発注図面などの**「添付資料」の不足**により確認できないもの
- ・災害協定の締結で、所属する団体・組織の証明書において、**公告日以降の日付が確認できないもの**

など

Q28 企業の施工実績において、商号又は名称が変更となった場合はどうしたらいいですか？

A28 企業の施工実績において、商号又は名称が変更されている場合は、その施工実績を確認することができません。

そのため、企業合併等で商号又は名称が変更された場合は、商号又は名称の同一性が確認できる資料等（例えば、競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届書、請負業者入札参加資格承継の承認について（通知）など）を添付してください。

Q29 各様式とそれに添付する資料は、どのようにとじたらいいのですか？

A29 入札説明書の「4技術提案書の作成等」及び「技術提案書等提出書様式7の注」に記載しているとおおり、**各様式に必要な書類はその様式ごとに添付してください。**

また、**様式のみをすべて一連でとじ、それとは別に資料のみを一連でとじて提出されている場合**がありますが、その場合、どの資料がどの様式の添付資料なのか適切に判断できないため、**評価されない場合**があります。

なお「育成型」において同種工事の施工実績証明資料を、企業と技術者で共用する場合、添付資料は「企業の施工実績(様式9-2)」に添付し「配置予定技術者の施工実績(様式12)」にその旨を記載して下さい。

Q30 添付資料簡素化について、具体的に教えてください。

A30

○工事成績評定点(様式9)(技術提案書(事前))

- ・工事成績評定点は、年度(6月1日以降公告、以下同じ) **当初の入札参加時のみ様式9及び工事成績評定通知書を添付**して下さい。以後は技術提案審査結果通知書で県からお知らせした過去5年間の工事成績評定点の(平均値)を様式7-2「自己採点申告書」に記載することで、様式9及び工事成績評定通知書の添付を省略します。
- ・なお、平均値の算出は落札者決定基準に記載のとおり、小数点以下第3位を切り捨て、小数点以下第2位として下さい。
- ・総合評価落札方式の工種区分により、提出していただく工事成績評定通知書が異なりますので、落札者決定基準や様式に記載されている区分を確認して下さい。特に、PC橋や鋼橋などは総合評価落札方式での区分であり、登録業種ではありませんので、注意して下さい。
- ・また、**技術提案書審査通知書にて、通知した平均点に疑義がある場合は、6月1日以降公告の最初の通知時に、速やかに技術管理課品質管理グループに問い合わせてください。事後審査時に修正はできませんので、注意願います。**

A30 つづき1

○工事表彰(様式10)(技術提案書(事後))

- ・一般土木等(標準型①)におけるJVの代表者を除く)、さく井、PC橋、鋼橋については、平成26年度より対象を奈良県表彰に限定したため、**表彰状及び確認資料の添付は不要**です。
- ・ただし、近畿地方整備局など**奈良県以外の表彰を使用する工事については、従前どおり、表彰状及び確認資料(コリンズ登録書等)の添付が必要**です。
- ・表彰の加点については、当該年度に1つの工種区分において、複数の工事で複数の表彰を受けても、その企業に対し年度毎に1表彰として加点しています。

A30 つづき2

○ISO認証取得(様式11)(技術提案書(事後))

- ・認証取得を証明する登録書・付属書の写しは、**毎年6月1日以降公告の工事で、落札候補者となった初回の工事に写しを添付して下さい。**以後、落札候補者となった場合は、**写しを添付した工事の「公告日・工事名・工事番号」を様式11に記載**することで、「登録書・付属書の写し」の**添付を省略**します。
- ・また、落札候補者となった初回の工事が一般土木等で2回目が舗装の様に**工事種別が異なる場合でも、2回目以降は添付不要**とします。
- ・なお、年度途中で**認証の更新をした場合は、更新後最初に落札候補者となった工事に写しを添付**してください。
- ・4月1日から5月31日までの公告工事で落札候補者となり、ISO認証取得証明を添付した場合でも、6月1日以降の公告工事で、落札候補者となった初回の工事にはISO認証取得証明の添付が必要です。

A30

つづき3

○アスファルトプラントの所有(様式13)(技術提案書(事後))

- ・個別所有しているアスファルトプラントの証明資料は、**毎年6月1日以降公告の工事で、落札候補者となった初回の工事にのみ添付して下さい。以後はプラントの稼働確認のため、公告日以降(公告日を含む)の出荷伝票の写し(詳細が明確に確認できるもの)を添付して下さい。**
- ・なお、**共同所有しているプラントについては、落札候補者となった場合に毎回証明資料(共同所有証明書)を求めますので、ご留意下さい。**

Q31 技術提案(様式8)の評価(審査)の考え方を教えて下さい。

A31 落札者決定基準に記載している「適切である」とは
現地の現場条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえ、設計図面及び仕様書等に示された内容に対し、同等以上と認められるものとしています。
個々の提案内容については、「**与条件との整合性**」、「**実施の確実性**」、「**施工上の工夫**」、「**具体的な根拠及び効果**」等の着目点より、「**優れた工夫**」、「**工夫**」「**上記には該当しない**」の3段階(標準型は「**特に優れた工夫**」を加えた4段階)で評価しています。
また評価を客観的に行うために、評価基準を設けています。

Q32 提案に対する評価基準は、どうなっているのですか？

A32 評価基準は、**年度当初に総合評価審査委員会事務局（技術管理課）で決定**し、新年度説明会以降に公告した工事より適用、1年間運用しています。そのため、評価が変動することはありません。

なお、**年度途中で評価基準にない「新たな提案内容」が出された場合には、その都度、委員会で評価基準を決定し、その後はその基準に基づいて評価**します。

Q33 技術提案(様式8)に「具体的な提案内容」と「具体的な根拠及び効果」とありますが、何を記載すればよいのですか？

A33 「具体的な提案内容」には、「何のために何を実施するのか」、数量、規格、製品名、期間、場所、寸法等を詳細に記載してください。詳細とは、提案内容が**明確にわかること**を言います。

また、「**具体的な根拠及び効果**」には、**提案内容を記載しないで**、提案内容に関する具体的な根拠と効果を記載してください。「具体的な根拠」とは、現地条件を踏まえた裏付けになる情報などを言います。

また「効果」には、実施することによりどのような効果が発揮できるのかを具体的に記載してください。

Q34 技術提案(様式8)は、文書だけでなく、写真、図面、グラフなどを使って説明しても良いのですか？

A34 文書のみで説明が困難な場合、写真や図面を使用した方が明確に説明できる場合など、補足資料として**様式8の「説明資料」欄に記載**してください。

「具体的な提案内容」を当該欄に記載せず、「**具体的な根拠及び効果**」欄や「**説明資料**」欄に記載した場合は、**評価対象外**となりますので、注意してください。

なお、図面を使用して説明する場合、**断面図や構造図のみでは実施範囲が不明、位置図(平面図)のみでは構造が不明**となり、評価されない場合がありますので、注意してください。

また「具体的な提案内容」と「説明資料」の記載内容が一致していない場合や、図等が鮮明でなく判断できない場合も、評価されない場合がありますので、注意して下さい。

Q35 提案数を超過した場合や、枚数を超過した場合は、欠格となりますか？

A35 提案数を超過した場合は、欠格にはなりませんが**その評価項目の全ての提案が0点**となります(落札者決定基準に記載しています)。

また、1提案中に一体でない提案がある場合も、複数提案で提案数が超過したと判断し、**全ての提案が0点**となります。

枚数を超過した場合は、**超過したページに記載された提案は、審査・評価の対象となりません**。

制限枚数を超過して添付された参考資料も、審査・評価の対象となりませんので、**参考資料を添付する場合は、枚数(様式に記載しています)内に収めてください**。

なお、評価項目において、「(Ⅰ)及び(Ⅱ)については、必ず提案すること」と記載されている場合に、どちらかの提案が欠落している場合は欠格となります。

Q36 技術提案(様式8-1～様式8-4)について、20行の行数制限を超過した場合は、欠格となるのですか？
また、標準型の工事では、技術提案(様式8-5～様式8-7)に20行の行数制限はないのですか？

A36 欠格にはなりません。

様式8-1～様式8-4に限り、「具体的な提案内容」欄に20行の行数制限を設けておりますので、注意して下さい。
ただし、表を使用する場合は、一番多い行数で数えることとなりますので注意して下さい。なお、写真、図面、グラフ、フロー等は評価の対象外となりますので、補足資料として**技術提案の「説明資料」欄に記載して頂きますようお願いいたします。**

また標準型の工事では、20行の行数制限はありません。

Q37 技術提案(様式8-1～様式8-4)について、「具体的な提案内容」欄の左側の行数字(1,2,3・・・18,19,20)や、文字の下に引かれている罫線は削除しても問題ありませんか？

A37 行数字も罫線も、**行数をわかりやすくするために記載している**だけなので、削除して下さい。

Q38 技術提案(様式8)の注意事項を削除して記載してもよいですか。また2枚目も本様式を使用して記載しなければいけませんか？

A38 **注意事項は削除しても構いません。**

2枚目として使用する場合は、**評価項目(評価内容は不要)、工事名・工事番号、会社名は、必ず記載してください。**ただし、様式は変更せず、必ず公告に添付している本様式を使用して下さい。

また、**注意書きをよく読んで記載してください。**

Q39 「1提案中には、提案を1つのみ記載」となっていますが、その趣旨を教えてください。

A39 1提案中に、表題を設けることにより数多くの提案を箇条書きで羅列する提案が見受けられることもあり、**入札参加者の過度な競争とならないよう、また過剰な履行義務を課さないよう、**一体的でない複数の内容を含む提案を制限することとしています。

趣旨をご理解いただき、より良い工夫の提案をお願いします。

Q40 どのような提案は、複数提案と見なされるのですか。

A40 所定提案数の超過や、一体でない複数の内容を含む提案は複数提案で提案数が超過したと判断し、**当該評価項目の全ての提案を評価対象外(0点)**としています。

● 所定の提案数を超過したもの

例 最大2提案(様式に記載しています)までとしているにもかかわらず、3提案以上記載されたもの。

特に、**育成型①の「企業チャレンジ評価型」は、1提案のみ**となっており、**2提案記載すると、複数提案となります**ので、ご注意ください。

● 1つの提案内に関連性のない内容が複数記載されており、一体と見なせる十分な説明がないもの

例1 ~のため下記提案を実施します。

1. ○○を実施します。

2. ◇◇を実施します。

3. ××を実施します。 の様に箇条書きや表組の場合

例2 「~のため○○を実施します。また◇◇も実施します。」の様に、一体と見なせる関連性の説明が十分でないもの

A40 つづき

なお、一体的な提案とは、1つの提案内に「工夫A」と「工夫B」が含まれているとき、**双方の工夫に下記のような直接的な関係性がある場合**を言います。

- ① 工夫Aの効果を発現するために、工夫Bが必要である場合
- ② 工夫Aと工夫Bが同種の資材、機器等に関するものである場合
- ③ 工夫Aと工夫Bを、同じ時期、同じ場所で組み合わせて実施することにより、特定の対象に対して相乗効果の発現を図ることができる場合

など

「工夫A」と「工夫B」の間などに**直接的な繋がりが認められない（十分な説明がない）提案は、複数提案となります**ので、注意してください。

Q41 複数提案がどのようなものか、よく分かりません。

A41 奈良県の総合評価落札方式では、技術提案において工夫の組合せを認めていないわけではありませんが、どうしても一体と見なせない場合は、委員会で複数提案と判断しています。

品質管理、例えば「コンクリートのひび割れ防止」について言えば、工夫の実施目的、実施対象、実施時期、使用材料など、様々なアプローチの仕方があり、組合せのパターンも非常に多く考えられ、**提案内容履行の際に「過大な負担」となりがち**です。

そのため、品質管理に関しては、複数と判断する基準を細かく分け、受注後の負担をできるだけ軽減するように考えています。

これらのことから、**「品質管理」は複数提案になりやすい項目**と言えます。

A41 つづき

一方、「安全管理」や「施工管理(騒音対策・粉じん対策・濁水対策)」については、効果を発揮するために組合せが必要なもの、組合せが同一の対象になされるもの、組合せにより相乗効果を発揮するものなど、**工夫に直接的な関連性があり、一体として機能する場合があります。**

そのため、これらに関しては、一概にどこからが一体でないで見なしにくいため、**複数提案になりにくい項目**と言えます。

なお、複数提案の判断はできるだけ最小限にとどめていますが、過去にいずれかの提案で複数と判断した内容については、公平性の観点から継続して複数提案としています。

Q42 提案書をカラー刷りにしても、審査時は白黒コピーしていると聞きましたが本当ですか？

A42 奈良県では**カラー刷りは、カラー複写して**審査しています。記載内容が白黒でも確認できる場合は、提案者の**経費節減**のためにも白黒で十分です。

カラー刷りにすることで**印象が良くなり、高い評価が得られるものではありません。**

なお、企業情報保護のため、複写した技術提案書は回収し、確実に廃棄しています。

また、平成23年度より**「具体的な提案内容」、「具体的な根拠及び効果」欄については10.5ポイント以上に限定**しています。「説明資料」欄も複写の都合上見えなくなる場合がありますので、あまり小さい文字はご遠慮ください。

Q43 現地の状況を理解して審査しているのでしょうか？

A43 総合評価審査委員会事務局(技術管理課)では、**設計図、特記仕様書、積算資料、写真、その他必要な資料**に基づき、複数の担当者により確認しています。

また、**土木事務所の担当者に聞き取り**、さらに情報が不足する場合は、**直接、現地状況を視察して確認**しています。

これらの現地状況の情報を踏まえ、総合評価審査委員会において、技術提案の審査を行っています。

Q44 評価項目・評価内容はどのように決めているのですか？

A44 評価項目・評価内容の素案は、**担当事務所と本庁事業担当課**が検討・作成しています。

その後、総合評価審査委員会事務局（技術管理課）でも検討し、ガイドラインでも掲載している手順を経て、決定しています。

Q45 評価項目の設定が細かくなってきているのは、どうしてですか。

A45 平成27年度から、**評価項目の細分化**を図ることにより、提案者の**過度な負担を軽減**、さらには、工事箇所ごとに**異なる現場条件をより一層評価に反映**できるものと考えています。
設定がより細かくなっているので、評価項目の内容をよく確認してください。

○評価内容の細分化の一例

(平成26年度)

- ・盛土の品質を確保するための具体的な工夫を提案・実施する。



(平成30年度)

- ・盛土工の品質を確保するため、盛土工の**転圧に関する**具体的な工夫を提案・実施する。**(ただし、ICT施工技術に関する提案を除く。)**

Q46 入札手続における「設計図書等に関する質問」で、技術提案に関する質問に回答しないのは、どうしてですか。

A46 「〇〇に対して××することは評価の対象となりますか」「□□の対象範囲は△△と考えていいですか」など、技術提案の評価内容に関連する質問は、**事前審査となる恐れがあるため回答していません。**
技術提案は、**入札金額の範囲内で適切に実施できる内容を記載**して下さい。
なお、明らかに評価対象とならない部分は、技術提案の評価内容に「～は除く」、「～に関する提案に限る」等を明記し、お知らせしています。

Q47 技術提案書の審査は恣意的に行われていませんか？

A47 審査・評価(案)作成及び総合評価審査委員会時は、恣意性を排除し、中立かつ公正な審査を適切に行うため、会社名が特定できないように、**匿名(A社、B社・・・、AA社、AB社・・・)**で行っています。

技術提案のヒアリングを行う場合も同様に、会社名等が特定できないよう配慮しています。

Q48 同じ「評価項目・評価内容」の複数の工事に、同じ内容の提案をしましたが、評価結果が異なっているのは、どうしてですか。

A48 技術提案の評価の際には、同じ「評価項目・評価内容」であっても、各工事毎に現地の条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて、設計図面及び仕様書等に示された内容に関し、**適切な提案となっているかどうかを評価**しています。

そのため、**同じ内容の提案であっても、現地の条件や工事内容により、評価は変わります。**

Q49 評価されなかった提案まで実施しないといけないのですか。

A49 平成23年6月13日以降公告分より、**評価しなかった「提案」に含まれる工夫は、履行義務がないこととし、技術提案書審査通知書に記載し、事前通知します**ので、入札金額を積算される際に反映してください。

ただし、技術提案の採否に関わらず、設計図書等で**実施義務があるものについては、従来どおり実施する必要があります**ので、施工計画書に盛り込むようにしてください。

A49 つづき

なお、採用されたにもかかわらず、施工計画書を作成する段階(当初契約直後)で、自己都合により実施しない場合は、**重大な契約違反となり、これにより契約の目的を達することができないと判断し、契約解除**となる場合があります。

- 例
- ・特殊な施工機械の使用を計画していたが、金額が合わず、または、空き機械が無くリースできなかった。
 - ・事前確認を怠り、地主が反対したため、借地できなかった。
 - ・材料メーカーの説明を鵜呑みにしたが、実際には使用できないことがわかった。
 - ・技術提案に記載している資材等の納入が遅れ、現地で採用できなかった。

Q50 国土交通省では、技術的ダンピング防止のため、オーバースペックによる技術提案を認めていないところもあると聞いているが、奈良県の場合はどうですか？

A50 **現状では、オーバースペック防止に対する規定を設けていません。**

今後、国土交通省や他府県の動向も参考に検討します。

なお、本来現地状況等を勘案して、必要であれば発注者側で計上すべき内容(交通誘導員に関する提案、コンクリートの配合に関する提案等)を技術提案の対象外とするなど、技術提案を求める範囲を限定したり、**複数提案を制限する**などの取り組みを行っています。

Q51 技術提案が全く評価されていません。理由を教えてください。

A51 個別の理由について、**回答することは出来ません**。
参考に、評価できない事例を掲載します。

- ①「状況に応じ～」 「必要に応じ～」 「～した場合は～」 のような、**確実に実施するかどうか不明で曖昧な表現**を含んでいる場合（上記のような表現でなくとも、**提案全体として曖昧な表現になっている**場合も同じです）
- ②内容のみで**「具体的な根拠や効果」**が記載されていない場合、または判断できない場合
- ③内容の**詳細（例えば、大きさ、材料、期間等）**が不明な場合
・使用する資材の品名・型番・規格・製造会社、設置場所・期間・構造、表現内容などについて具体的な記載がない提案は、効果が確認できず評価に至らない場合があります。

A51 つづき1

- ④ **発注者のみで判断できない内容を含んでいる**場合
 - ・地権者、警察、その他関係機関との協議が必要で、提案内容の実現性が発注者のみで判断できない場合
 - ・仮設通路等で、十分な安全性が確認できない場合
- ⑤ 同一対象に対する同種の工夫による提案を、提案1、提案2に**分割して記載した**場合
 - ・効果が小さいとして、評価に至らない場合があります。
- ⑥ 評価項目・評価内容に**直接効果があると認められない**場合
- ⑦ **提案数が指定した数を上回っている**場合（その評価項目の全ての提案が評価対象外）、**提案書の枚数が指定した枚数を上回っている**場合（超過したページに記載された内容は評価対象外）

A51 つづき2

⑨提案内容が下記に該当する場合

- ・当然
共通仕様書、特記仕様書、請負必携、品質管理基準、法令等により、当然実施すべきもの
- ・標準
金抜設計書、図面等に示された内容を、不足なく実施するもの
- ・手順
施工上の手順であり、必然的に実施することになるもの
- ・配慮
社会通念上、当然配慮されるべきもの
- ・内容不明
内容が不明で、どのように実施されるかわからないもの
- ・効果不明
提案されているような効果が検証(裏付け)できないもの
- ・効果少
一定の効果が認められるものの、効果がきわめて限定的なもの

Q52 品質管理に関する提案が、評価されません。

A52 品質管理については、**標準でどこまでやらなければならないかを、共通仕様書等で確認**して下さい。その上で、どのような工夫があるか、検討して下さい。
施工時に、**実施義務があるものについては、技術提案として評価できません。**

さらに、先にも説明しているとおり、品質管理については、いろいろなアプローチの仕方や組合せが考えられるため、複数提案とならないよう、十分注意して下さい。

A52 つづき

また、技術提案で使用する「製品」については、何を使用するのか分かれば十分であり、カタログのように詳細に記載していただく必要はありません。

それよりも、**その製品をどのように使用するのかを、「数量、規格、製品名、期間、場所」等について、できれば図等を交えて具体的に記載**して下さい。

なお、施工手順はいくら詳細に記載されても、あくまでも手順として、必然的に実施されるものであるため、根拠として不十分です。

同様に「ていねいに行います」「十分に行います」という表現も、根拠として評価できません。

Q53 安全管理に関する提案が、評価されません。

A53 安全管理については、履行時に過大な負担とならないよう、いろいろ制限(評価内容に記載)を設けています。まず、どのような工夫が提案対象となるのか、検討して下さい。

また、技術提案の評価では、県が定めている評価基準を、**その工事の現場条件・施工条件に照らして、有効かどうか確認し、工事ごとに判定**します。

なお、極端に施工範囲の一部に限定した提案や、一方向のみに着目した提案は、効果も限定的となりますので、注意して下さい。

Q54 施工管理に関する提案が、評価されません。

A54 例えば、河川工事などの濁水対策については、**どこから発生する濁水に対する提案**なのか、対象となる放流先ごと（河川、水路、貯水池 等）の**状況を踏まえた提案**になっているか、使用する**資材や機材は現場条件に対して適切**か、**設備の大きさや構造が十分**か、などの観点によりその提案が効果的かどうか評価しています。
提案の際には、現地の状況を十分確認のうえ、上記の観点を踏まえ、提案するようにしてください。
なお、**騒音・粉塵対策についても、同様の考え方で評価**しています。

Q55 提案が、どうしても「優れた工夫(3点)」になりません。

A55 優れた工夫と評価できない理由として、下記のようなものが考えられます。

①提案内容の詳細が不明な場合

技術提案(様式8)の但し書きで「数量、規格、製品名、期間、場所」等を詳細に記載するようお願いしています。

これは、受注後、**施工計画書作成の際に、提案内容を適切に反映させるため**です。

また評価の際にはこれらの情報を元に、一定の効果があると認める提案は「工夫」として、**更に内容が十分と認める場合には「優れた工夫」として評価**します。一方、情報が不足している場合には、評価に到らないこともあります。

A55 つづき

- ②提案内容が、評価内容に合っていない場合
技術提案が過度な負担とならないよう、提案範囲を制限しています。
「〇〇に関する提案を除く」と記載がある場合には、それに関する提案は評価の対象となりません。
また「安全管理」では、求める区間を限定するため「〇〇の提案に限る」「〇〇に関する提案に限る」「〇〇及び前後××m区間に限る」など**具体的な制限**を行っています。
「昼間施工時における」「夜間開放時における」等の時期に関する記載にも、ご注意下さい。
- ③同種効果に関する提案の場合
「安全管理」や「施工管理(騒音、粉じん、濁水)」では、同じような効果が期待できる工夫がありますが、これらの工夫を**必要以上に組み合わせても、より良い工夫と評価するわけではありません。**これについても、過度な負担とならないよう、基準を定めているためです。

Q56 技術提案をどのように作成したら良いか、分かりません。

A56 技術提案を作成する際には、まず**標準案が何かを考えて下さい。**

県では、総合評価落札方式で発注する工事の特記仕様書に、参考として「技術提案に関する事項」を記載しています。

また、一般的な事項として「土木工事共通仕様書」「土木請負工事必携」「土木工事施工管理基準」、工事ごとに作成する「特記仕様書」、その他基準書、メーカーの施工要領などを踏まえ、工夫を考えて下さい。

なお、記載内容については、先にも説明しているとおおり、できるだけ詳細に、できれば図なども利用してわかり易く記載して下さい。

Q57 技術提案は、高度な内容ほど、評価されるのでしょうか。

A57 技術提案の評価は「その現場で、どのような効果があるか」に着目して評価します。

評価の際には、提案内容が高度かどうかではなく、**施工場所において、一定以上の効果が、確実に期待できる**かどうかを判断しています。

また、効果についても、なぜそのような効果が期待できるかについて、提案者の説明に加え、県でも一般的な情報としての裏付けを確認しています。

そのため、一般化していない独自の技術(裏付け情報の乏しいもの)については、提案書1枚で全てを説明することが難しく、評価に至らない場合があります。

Q58 去年と同じ提案内容では、評価されなくなりました。オーバースペックな提案をしないといけないのですか。

A58 評価基準については、新たに評価したい内容を盛り込んだり、当初の見込みよりも効果が低いことが判明した提案や、提案を実施することで周辺環境等に悪影響を及ぼすことが判明すること等があるため、**年に一度更新**しています。

なお、提案が評価されなくなったことにより、年毎に評価が厳しくなっているように感じられると思いますが、**オーバースペックな提案を求めているのではなく、その現場で有効な工夫を評価しています**ので、新たな観点での提案をお願いします。

Q59 これまで評価されていた提案が、一般に普及したという理由で評価されなくなる場合がありますか。

A59 一般に普及した提案とは、「土木工事共通仕様書」、「土木請負工事必携」、「土木工事施工管理基準」に記載される等、「**標準となった提案**」のことを示し、その場合は評価されなくなります。

引き続き、当該現場条件において、**直接効果が見込める提案の提出**をお願いします。

Q60 標準型②以上で実施されているヒアリングについて、配置予定技術者へのヒアリングではなく、技術提案書を作成した技術者等へのヒアリングにできませんか。

A60 ヒアリングは、**現場に配置される予定の技術者に対し**、提出された技術提案に関する質問を行い、**その技術提案に対して理解しているかどうかについて確認**しています。
また、**その結果により技術評価点から減点する方式**としているため、実際に技術提案書を作成した方など、**配置予定技術者以外がヒアリングに参加することはできません**。
なお、落札候補者に対して提出を求める様式12については、**ヒアリングに出席した配置予定技術者(共同企業体の場合は、共同企業体の代表者に限る。)**の人数分を提出して頂くこととなります。ただし、評価にあたっては、最も低い評価となる者を採用しますので、注意して下さい。

Q61 標準型②以上で実施されているヒアリングについて、専任補助者制度を活用する場合、配置予定技術者ではなく、専任補助者(現場代理人となる者)がヒアリングに参加するのでしょうか。

A61 ヒアリングは、**専任補助者(現場代理人となる者)でなく、配置予定技術者に対して**、出席を求めています。
ただし、共同企業体としての入札参加で、専任補助者が共同企業体の構成員としての主任技術者を兼ねる場合は、専任補助者としてではなく、共同企業体の構成員の主任技術者としてヒアリングに参加する必要があります。

Q62 企業チャレンジ評価型について教えてください。

A62 企業チャレンジ評価型とは、実績の乏しい企業に対する受注機会の拡大を目的としており、「**企業の同種工事实績**」及び「**配置技術者の同種工事实績**」を評価項目から除外する総合評価落札方式です。また、工事完了後には、その企業及び配置技術者は工事实績を得ることになります。

Q63 若手チャレンジ評価型について教えてください。

A63 若手チャレンジ評価型とは、配置技術者の評価において、**若手技術者(満40歳以下)を配置すれば加点する総合評価落札方式**です。また、工事完了後に、配置された若手技術者は工事实績を得ることになります。

Q64 女性チャレンジ評価型について教えてください。

A64 「女性チャレンジ評価型」とは、女性技術者の登用を促進し、担い手の中長期的な育成及び確保を図る観点から、**女性技術者を主任(監理)技術者に配置すれば、同種工事の経験の有無に関わらず評価する総合評価落札方式**です。

なお、配置予定技術者を女性とする場合は、必ず**配置予定技術者の性別が確認できる資料(健康保険証等のコピー)**を添付してください。

Q65 ICT施工者希望型について教えてください。

A65 国土交通省では、平成28年度を「生産性革命元年」と位置付け、「ICTの全面的な活用」等の施策を建設現場に導入することによって、**建設生産システム全体の生産性向上を図り、魅力ある建設現場を目指す「i-Construction」の取り組みを進めています。**

このような状況を踏まえ、奈良県でも、「i-Construction」推進のため、**「ICT施工者希望型」の総合評価落札方式を導入しました。**

ICT技術を全面的に活用することで、生産性向上が見込まれ、企業の経営環境を改善し、**賃金水準の向上を図るとともに、安定した休暇の取得や安全な建設現場を実現することにつながると考えています。**

A65 つづき

「ICT施工者希望型」の概要

- ・「ICT活用施工」が効果的と判断する、一定規模以上の土工量がある工事で試行
- ・総合評価落札方式において「ICT活用施工」をする提案があれば加点する型式
 - (1) 総合評価落札方式における評価の対象とする。
 - (2) 必要経費は変更計上する。
 - (3) 工事成績で加点評価する。

Q66 なぜ、配置技術者を途中交代させた場合、工事成績評定点が減点されるのですか。

A66 減点されるのは『技術提案書において、施工経験が評価され、加点された』配置技術者が途中交代する際に、**後任の配置技術者の能力・経験が同等以上となっていない場合**です。

本来、配置技術者については、交代前後において技術力が同等以上に確保されているとともに、工事の継続性、品質確保等に支障がないことが認められる必要があり、その配置技術者の能力・経験が、**施工実績として評価され落札された**のですから、配置技術者が交代する場合は、後任の方も同等以上の能力・経験をもった方を配置していただく必要があります。

A66 つづき

また工事期間中に死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等の特別な場合により、配置技術者を変更する場合でも、**後任の配置技術者の能力・経験が同等以上となっていない場合は、減点となります。**

特に、若手チャレンジや女性チャレンジにおいて、加点され落札した後、上記のやむを得ない理由により配置技術者を途中交代する場合は、**同等以上の評価がなされる者を配置しなければ、減点となるため、注意して下さい。**

Q67 企業の施工実績等について、個々の内訳(評価調書)は、公表してもらえますか？

A67 自社については、開札録公開後に**面談による公表は可能**です。中止になった場合、辞退された場合も公表できます。ただし「**技術提案書審査通知書**」で入札参加が認められている場合に限りです。必ず事前に連絡し、**自社の所属**が確認できるもの(監理技術者資格者証、健康保険証など、**顔写真付きで本人と確認できるもの**)を持参のうえ、技術管理課受付にお越しください。なお、面談は自社所属の方のみとし、他社所属の方の 同席は認めません。また、**他社の内訳(評価調書)については、個人情報(企業が不利益を被るおそれがある内容)を含むため、非公表**としています。

総合評価のQ&A

Q68 技術評価点の1提案毎の評価結果を、公表してもらえますか？

A68 平成22年6月14日以降に公告した工事について、加点評価した提案は『○』で、加点評価とならなかった提案は『－』で表し、開札後に、各社一覧で開札録とともに公表しています。

なお、提案毎の個別の点数(1.5点または3.0点)および評価理由(非評価理由)については公表していません。

技術評価点内訳書公表例

入札者氏名	評価項目				企業の施工実績等	加算点計	技術評価点
	施工計画						
	品質管理		安全管理				
	提案1	提案2	提案1	提案2			
A 社	○	－	○	○	5.5	14.5	114.5
	3.0		6.0				
B 社	－	－	○	－	6.5	9.5	109.5
	0		3.0				
C 社	○	○	○	○	6.5	17.0	117.0
	6.0		4.5				
D 社	－	－	－	－	7.5	7.5	107.5
	0		0				

A68 つづき1

なお、平成23年6月13日以降に公告した工事については、評価しなかった提案の履行を免除したことから、審査通知書に新たな欄を加え、「○」と「－」を、入札の前に通知しています。

技術提案書審査通知書（例）

株式会社 ○○建設
代表取締役 ○○ 様

奈良県知事

貴社が提出された技術提案書等提出書に対し、総合評価審査委員会で、審査・評価をした結果、適正と認められるので、入札参加資格を再度確認のうえ技術提案書(下記の提案ごとの評価を参照)に基づく施工計画により入札してください。これに違反した場合は入札を無効とします。

公告日	平成23年6月15日
工事名	道路改良事業
工事番号	第 ○-△-× 号

23年度 に追加	施 工 計 画			
	品 質 管 理		施 工 管 理	
	提案1	提案2	提案1	提案2
	○	○	－	○

※評価された提案(上記表中の○)については、履行義務があります。

A68 つづき2

また、平成24年6月1日以降に公告した工事については、総合評価委員会で『複数提案』と判断された場合、審査通知書の施工計画欄に、「(複)」と記載しています。

技術提案書審査通知書（例）

株式会社 ○○建設
代表取締役 ○○ 様

奈良県知事

貴社が提出された技術提案書等提出書に対し、総合評価審査委員会で、審査・評価をした結果、適正と認められるので、入札参加資格を再度確認のうえ技術提案書(下記の提案ごとの評価を参照)に基づく施工計画により入札してください。これに違反した場合は入札を無効とします。

公告日	平成23年6月15日
工事名	道路改良事業
工事番号	第 ○-△-× 号

施 工 計 画			
品 質 管 理		施 工 管 理	
提案1	提案2	提案1	提案2
	(複)	—	○

24年度
から記載



※評価された提案(上記表中の○)については、履行義務があります。